

発議案第 10 号

地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年6月13日

八千代市議会議長 末 永 隆 様

提出者	八千代市議会議員	立 川 清 英
賛成者	八千代市議会議員	嵐 芳 隆
	同	大 塚 裕 介
	同	山 口 勇

提案理由

国に対し、地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書

こども誰でも通園制度は、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として創設された制度である。

具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、令和7年度に法制化し、令和8年度には法律に基づく新たな給付制度として全地方自治体で実施すべく、令和5年度から各地で試行的な事業が実施されている。

よって、本市議会は国に対し、地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立を推進するため、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く求めるものである。

記

- 1 実施事業所が不足する地域では十分な受入先を確保するための施策を講ずること。

試行的事業の職員配置や設備基準は認可保育所並みの水準となっているが、認可保育所等の実施事業所が不足している地域においては、制度の導入推進を図るためにも、職員配置や設備基準を満たすための財政的措置を含む支援策を講ずること。

- 2 地方自治体により一人当たりの利用時間の上限を引き上げられるようにすること。

試行的事業では補助基準上の一人当たりの利用時間の上限を月10時間としているが、各地方自治体の乳幼児数や地理的特性によって利用時間のニーズにばらつきが生じることが想定されるため、全国の市町村で実施する給付制度とすることを前提としながら、地方自治体によって地域差が生じることについてどのように考えるのかといった論点も含め、利用時間の在り方につ

いて検討すること。

3 障害児や医療的ケア児を受け入れられるようにすること。

障害児や医療的ケア児とその家族を支援する観点や、家庭とは異なる経験や家族以外と関わる機会を創出する観点から、こども誰でも通園制度においても障害児や医療的ケア児を受け入れられる環境を整備すること。

4 重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

こども誰でも通園制度を地域資源の一つとして整備し、こども誰でも通園制度と併せて地域に多様な子育て支援サービスを整え、潜在的待機児童の解消も視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

八千代市議会

提出先

財 務 大 臣 様

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画） 様